

（連邦経済大臣の許可制度，禁止手続・企業結合の解消手続など），差当りの目標は，これらも含めて企業結合規制全般について一応のまとめをすることにあるが，将来的には市場支配的企業の濫用行動の規制へも研究対象を広げて行きたい。

論文① 「西ドイツ企業結合規制における消極的禁止要件

——GWB 二四条一項後段（衡量条項）について——」

一橋論叢 103 巻 1 号

② 「ドイツ企業結合規制における結合参加企業について

——とくに市場支配的地位の担い手として——」

法学研究 22 号

（2）判例研究としては，以下のものがある。

金融・商事判例 835 号（取締役の辞任を制限する特約の効力について）

金融・商事判例 846 号（不当な取引制限と消費者による損害賠償請求）

（鶴岡灯油訴訟上告審判決）

III 教育活動

演習として，前期ゼミナール，後期ゼミナールを担当している。講義は後期で経済法第一ないし経済法第二を担当している。また非常勤講師として，東京女子大学にて「法学」を担当した。

史は、地域的・伝統的な法観念とローマ法的な学識法との対立を自明の前提として、ゲルマン法かローマ法かという図式で研究を行うことが多かった。しかし、私は、学識的な法理論ですらなお当時の社会現実や共通感覚に強く規定されていたという事実に興味を覚えている。古いものと新しいもの、古い意味世界と新しい意味世界がそこに反映している。基層として存在する伝統的な法意識や共通の法感覚が、上層に上澄みとして出現する学識法のうちに密かに、しかし強靱に入り込んでいる。すぐれて技術的な法学説のうちに当該社会の法観念を読みとり、そこに法と社会と歴史の相互的関係の一つの結節点を見出すこと、これが私の当面の課題である。

Ⅲ まだ来たばかりなので、とくに述べるほどのこともないが、学生諸君には学問を楽しく学んでもらいたい、というのが私の基本的な立場である。教育活動も当然、その基本原則のうえに行うことにしたいと考えている。

Ⅳ とくになし。

山部俊文（専任講師・経済法）

I・II 従来の研究成果及び今後の計画

(1) 従来より企業結合規制について研究を続けている。主にドイツの競争制限禁止法の企業結合規制を対象とし、企業結合概念、規制基準となる市場支配概念、市場支配の推定規定などを取り上げてきた。下記の二つの論文は、①が企業結合の消極的禁止要件につき検討を加えたもので、②は市場支配概念及び企業結合規制の手続的側面を結合参加企業の観点からまとめたものである。

ドイツの企業結合規制については、未だ取り上げていない領域もあり

（6）学会報告

1989年8月イギリスのエディンバラで行われた法哲学・社会哲学国際学会連合第14回世界会議で、“Social Morality and Right-based Moralities”と題する論文を報告した。

II 今後の研究計画

1990年8月からハーヴァード大学哲学科で在外研究を行うが、特に現代アメリカの法哲学・倫理学を研究する予定である。他に財産権の理論的基礎を研究中であり、帰国後にまとめたかと考えている。

III 教育活動

大学では前期の「法学通論第一」と後期の「法哲学」の講義を担当し、演習では権利論の論文（英語）を読んだ。大学院の「法律特殊問題」では財産権の問題を扱った。

IV その他

在外研究に出発するまで、法哲学・社会哲学国際学会連合（略称・IVR）日本支部の事務局長を務めた。

山内 進（教授・西洋法制史）

I 『新ストア主義の国家哲学』、千倉書房、昭和60年

「初期近代ヨーロッパにおける掠奪とその法理1~4」、成城法学、昭和62~平成2年

II 中・近世ヨーロッパにおける法のあり方とその歴史的展開をできるだけ多面的にとらえていきたいと考えている。従来、中・近世ヨーロッパ法

と共同体主義」を寄稿)

(3) 論文

1 「法と狭義の道德」『法哲学年報 1987』(有斐閣, 1988年) (『権利と人格』に収録)

2 「契約」『法学教室』1988年11月号 (『権利と人格』に収録)

3 「古典的正義論」, 「現代の正義論」〔碧海純一著『新版法哲学概論 全訂第二版』(弘文堂, 1989年) (第八章—および第九章)〕

4 「権利基底的道德」坂本百大=長尾竜一編『正義と無秩序』(国際書院, 1990年)

5 「H・L・A・ハートの『法の概念』」『一橋論叢』103巻4号 (1990年)

6 「行為責任論再説——批評者に答える」ホセ・ヨンバルト=三島淑臣編『法の理論 10』(成文堂, 1990年)

7 「プラトン『法律(ノモイ)』への覚書」『一橋大学研究年報 法学研究』21 (1990年)

(4) 翻訳

1 M・オークショット著『政治における合理主義』(勁草書房, 1988年) (嶋津格らとの共訳)

2 A・アールニオ「技術の命令と法の正統性」矢崎光圀=野口寛=佐藤節子編『転換期世界と法』(国際書院, 1989年)

3 『西洋思想大事典』(平凡社, 1990年) (オストワルド「古代ギリシアにおける法の観念」, ポウスト「古代ローマにおける法の観念」, モミリアーノ「古代における言論の自由」, ヒューズ「法の概念」を担当)

(5) その他の文章

1 「1988年学界回顧・法哲学」『法律時報』1988年12月号

2 「新・法律学への招待・法哲学」『法学セミナー増刊・法学入門 1988』(1988年) (1989年版, 1990年版もほぼ同文)

3 「著書紹介・K. Greenawalt, Conflicts of Law and Morality」『アメリカ法』〔1988—2〕(1989年)

号（89年2月）；「犯罪の発生が予測される現場に設置されたテレビカメラによる犯罪状況の撮影録画が適法とされた事例（東京高判63・4・1）」判例評論360号（89年2月）；「保釈と罪証隠滅のおそれ」法律時報61巻6号（89年5月）；「刑事裁判の現状とその問題点」法と民主主義237号（89年5月）；「冤罪防止策」法律時報61巻10号（89年9月）；連載「言いたい放題刑事訴訟法」第1章「検察官はなぜやめる——私の検察官印象論——」法セミ35巻11号（90年11月）など。

II 今後の研究計画

本年中に刑罰改革論を完成させるのが、第1の目標。ついで、少年法についての比較研究のデータベース化を研究会のメンバーと共に進める（これは、かなり長期にわたる）。

III 教育活動

大学院においては、イギリス刑法草案の研究会を行っている。学部では、担当授業科目は、刑法第1（総論）、刑事法特殊講義（本年度刑罰論）、小平においては、特殊講義「犯罪と刑罰」。学部のセミでは、本年度は、甲山事件の記録をとりよせ、検討している。

森村 進（助教授・法哲学）

I 従来の研究成果

1988年4月一橋大学採用以降の主要な成果は次の通りである。』

（1）著書

『権利と人格』（創文社、1989年）

（2）編著書

『法哲学的思考』（平凡社、1989年）（桂木隆夫との共編。「リベラリズム

IV その他の活動

日本学術会議会員，公法学研究連絡委員会委員長，高度技術化社会特別委員会委員，将来計画委員会委員，公害等調整委員会委員，大学設置・学校法人審議会専門委員，国家公務員第I種専門試験委員，外務公務員I種試験委員，司法試験考査委員，行政管理研究センター理事，日本公法学会会員，租税法学会理事，日本財政法学会理事，信託法学会会員，日本不動産学会会員，国際租税法協会（IFA）会員，国税不服審判所顧問。

村井敏邦（教授・刑事法）

I 従来の研究成果（1988年以降）

（1）著書＝『現代刑事訴訟法』【編著】（三省堂）（1990年4月）；日本弁護士連合会・刑法改正対策委員会編『コンピュータ犯罪と現代刑法』（共著）（三省堂）（90年5月）；『刑法—現代の『犯罪と刑罰』—』（岩波書店）（90年12月）

（2）論文＝〔刑法関係〕「公務執行妨害罪——職務行為の意義とその適法性をめぐって」別冊刑法教室『刑法の基本判例』（1988年4月）；「不能犯」法セミ34—3，4（89年3，4月）；「刑法の最新判例を読む」法セミ34—3（89年3月）；「日本における刑罰改革論議」韓日法学研究第8輯（89年6月）；「刑罰改革の論理—アメリカにおける不定期刑の消長の歴史を中心として」法学研究20（89年10月）

〔刑事学関係〕“Current Problems of Juvenile Delinquency in Japan,” Hitotsubashi Journal of Law and Politics, Vol. 16（88年2月）；「未決拘禁と収容問題」法律時報60巻3号（88年3月）；「政治・経済状況に振り回される被拘禁者の人権」法セミ増刊『監獄の現在』（88年11月）

〔刑事訴訟法関係〕「接見指定取消決定の効果と再度の指定」法律時報60巻11号（88年10月）；「被告人の勾留理由開示請求」法律時報61巻2

南 博方（教授・行政法）

I 従来の研究成果

日本行政法（楊・周訳 昭 63 中国人民大学出版社）、行政法（平 2 有斐閣）、現代行政法（改訂版 共著 平 2 有斐閣）。「都市空間の有効利用—TDRを中心として」（都市問題研究 40 巻 4 号）、「国税不服審査の理論と実務」（東京弁護士会報 74 号）、「韓国の新行政審判制度」（和田古稀記念論文集所収）、行政事件訴訟法 30 条注解（注解行政事件訴訟法所収、有斐閣）、「国公有地信託の法理」（土地問題双書 26 有斐閣）、「中国行政訴訟制度の動向と現況」（一橋論叢 101 巻 1 号）、「行政事件訴訟の軌跡と展望」（ジュリスト 925 号）、「空間開発権と税」（税協 46 巻 4 号）、「人権の進化と創造」（日学双書 9 所収）、「国税不服審判所の創設期の回顧」（ジュリスト 954 号）、「空間開発権の移転について」（住まいとまち 2 号）、「中国の行政訴訟法」（雄川献呈論集所収）、「審判所草創期の回顧」（東審だより 86 号）、「租税と不当利得」（新版注釈民法 18 巻所収）、「審議会の意見を聴かないでなした仮換地指定の効力」（街づくり・国づくり判例百選）、「中国の行政訴訟法」（共訳 ジュリスト 937 号）、「韓国の行政手続法」（共訳 ジュリスト 950 号）。行政訴訟の制度と理論（復刻版）。

II 今後の研究計画

人間・都市・自然・地球その他の環境保全と良好な環境の創造のために、関連諸科学の助力を得て、その最も適切な行政手法の探究に努めたい。

III 教育活動

行政法第一（総論）・行政法第二（各論）講義担当、行政法演習（行政判例研究 3・4 年）、大学院（行政手続法の研究）担当。成城大学大学院講師、放送大学客員教授、自治大学校・税務大学校・国家公務員研修所等講師。

of Internationalization on Individualism and Privacy in Japan, Silver Jubilee Conference, Centre for Japanese Studies, the University of Sheffield, September, 1989; ヨーロッパの現代個人情報保護論, 「ジュリスト」第946号(1989年12月1日); 情報社会と法的課題, 「自由と正義」第41巻第1号(1990年1月); Access to Information held by the State and Privacy in Japan, 13th International Congress of Comparative Law, Montreal, Canada, August, 1990 イギリスにおけるマスメディアをめぐる法と倫理, 「ジュリスト」第959号(1990年7月1日); イギリスのマスメディア・プライバシー保護強化論, 「ジュリスト」第964号(1990年10月1日)

②シェフィールド大学客員教授・ジャーウッドフェローの1年—1989年9月から1990年9月までの1年間, イギリスのシェフィールド大学客員教授・ジャーウッドフェローとして教育・研究にあたってきた。教育を通してシェフィールド大学の学生をある程度まで理解でき, また, スタッフとして教授会等に出席したことにより大学運営の実態を垣間見ることができたばかりでなく, 共同研究も始めることになったので, 大きな成果があったと考えている。さらに, この機会を利用していくつかの国際会議で報告し, 討論に参加することができたことも成果であった。

II 今後の研究計画—従来の研究テーマをさらに発展させるつもりである。

III 教育活動—学部では, 従来の講義に加え, 情報法についても講義するようになった。

IV その他の活動—「法とコンピュータ学会」理事長, 比較法学会理事, 情報通信学会監事等を務めている。また, 国や地方公共団体の研究会・審議会等で理論の実践化に取り組んでいる。

後期課程「ゼミナール」は3年目で未だ試行錯誤の段階であるが、方向としては理論的問題を教科書より踏み込んで考えることを目指している。1990年度の3年生は、刑法の全体像を早く把握したいという学生の希望もあったので、刑法総論の教科書を速読・輪読することを試みた。しかし、議論の深まりが期待しにくく、大いに工夫の余地がある。第1回目の卒業生の学士論文指導は4年生冬学期に行った。テーマにはとくに制限はなく、錯誤・不能犯という理論的問題から、公害犯罪・インサイダー取引規制に及んだ。

堀部政男（教授・英米法／情報法）

I 従来の研究成果

①著書・論文等—「プライバシーと高度情報化社会」（岩波書店，1988年）；イシエル・デ・ソラ・プール著「自由のためのテクノロジー：ニューメディアと表現の自由」（監訳，東京大学出版会，1988年）；「情報ネットワーク時代の法学入門」（編著，三省堂，1989年）；情報化社会における個人情報の保護，「法律のひろば」第41巻第3号（1988年3月）；アメリカにおける政府と放送，放送問題総合研究会「放送問題総合研究会比較制度部会報告書」（1998年3月）；世界の個人情報保護法と日本，「ネットワーク社会と法」（ジュリスト増刊，1988年6月）；CATVの普及と都市—アメリカの自治体情報政策，「都市問題研究」第41巻第1号（通巻457号，1989年1月）；ビデオテープ押収事件と報道の自由—アメリカ的発想から問題点を探る，「新聞研究」第451号（1989年2月）；公文書館における情報公開と個人情報保護，「北の丸—国立公文書館報」第21号（1989年3月）；知事交際費公開判決と情報公開条例，「地方財務」第421号（1989年6月）；Privacy in Japan: The Development of Policy on Personal Data Protection, Japan Computer Quarterly, No. 78 (Aug. 1989); The Impact

文「『行為支配論』の構造と展開」が、法律時報 62 卷 4 号「現代刑事法学の視点」で日高義博教授によってとり上げられた際、若干のコメントをつけたほか、前回の研究教育報告以後に発表したものは次のとおりである。「結果的加重犯の共同正犯——「行為支配論」の観点から——」（一橋論叢 101 卷 1 号）は、結果的加重犯の場合にも過失共同正犯と同様の考え方で共同正犯性が基礎づけられることを示した。研究ノート「共同正犯の行為支配的構造と共謀共同正犯論」（一橋論叢 104 卷 1 号）では、実行行為を自ら行わない者を共同正犯とする思考の意味と道筋とを明らかにした。学部学生をも念頭におき、従来の“共謀共同正犯”論と対比しながら実例を交えて述べた。

その他、法学教室 113 号別冊付録「判例セレクト '89」に「県議会委員長が休憩宣言をした後の公務執行妨害罪の成立」と題して最高裁平成元年 3 月 10 日決定の解説を執筆した。

II 今後の研究計画

引続き、行為支配論を基本的な考え方として、不作為犯における正犯と共犯とを理論的に基礎づける。作為義務と保証者的地位との関係や、作為義務と事実支配との関係などが問題である。また、間接正犯について、抽象的な提案にとどまっている理論を具体化・精緻化し、着手時期など各論的諸問題も含めて全体的に検討する。

III 教育活動

1988 年度から前期課程で「刑法第二（各論）」を担当し、主として個人的法益に対する犯罪を扱い、時間に余裕のあるときはその他の法益に対する犯罪の例を説明していた。しかし、1990 年度は後期課程で「刑法第三（各論）」を担当し、社会的・国家的法益に対する罪を扱った。これにとともに、「刑法第二」の授業の初めに、以前より時間を取り、より独立した数回の刑法全般への入門編を付け加えた。

- ・「ドイツにおける国際的三重課税排除措置」日税研論集掲載予定約 50 頁

2. 1987年7月から1988年12月にかけては、ハーヴァード大学ロー・スクール国際租税研究所にて、また、1989年1月から6月にかけては、UCLA ロー・スクールにおいて、在外研修に従事した。帰国後は、一橋大学において、租税法第一（内国租税法）と租税法第二（国際租税法）の講義、ゼミ、特殊講義等の他に、法の経済分析の講義を新たに開始した。また、1989年の1月から6月にかけて、UCLA ロー・スクールにおいて国際租税政策のセミナーを担当した。さらに、ハーヴァード大学、UCLA、カナダのカルトン大学等における研究会で報告、租税法学会での報告等を行った。

3. UCLA のマーク・ラムザイヤー教授との共同研究は、今後とも継続していくつもりである。また、その他にも、国際的な共同研究や、国際的な研究会などにおける報告等を積極的に行っていきたい。

今後は、経済学的視点を取り入れた租税法の分析、および、国際租税法の研究を継続し、その成果を英文の論文や、日本語のできれば単行本の形で発表したい。いくつかに収束してきた興味の対象に関して考えたことを、研究成果としてまとめることが当面の課題である。

橋本正博（専任講師・刑法）

I 従来の研究成果

年来、正犯と共犯との区別に関心をもっている。ドイツの通説である行為支配論の考え方を基本にしながら、単独正犯・間接正犯・共同正犯の正犯性を統一的に基礎づけることを目標としてきた。基礎研究をまとめた論

中里 実 (助教授・租税法)

1. この二年間に発表した論文には、以下のようなものがある。

1988年・「税制改革と貿易収支」税研18号26—33頁

・「支店税について」税研21号3—13頁

・「国際通信と課税」NIRA 政策研究1巻10号18—23頁

1989年・“The Rational Litigant: Settlement Amounts and Verdict Rates in Japan” 18 Journal of Legal Studies 263-290 (with Mark Ramseyer)

・「国際通信をめぐる課税問題の一端—源泉徴収所得税を中心に」(総合研究開発機構)全97頁

・“Tax Transition and the Protection Racket: A Reply to Professors Graetz and Kaplow” 75 Virginia Law Review 1155-1175 (with Mark Ramseyer)

・「税制改革の効率性」租税研究484号5—10頁(これは、上の、Virginia Law Review の論文の要約である)

1990年・「Tax Haven の利用形態—研究ノート」税研29号3—20頁

・“Tax Reform in Japan: An International Perspective in an Overview” (上の「税制改革と貿易収支」の英訳) 7 Pacific Basin Law Journal 74-86

・「human capital と租税法—研究ノート—(上)(下)」ジュリスト956号104—109頁, 961号215—220頁

発表予定・“The Impact of the Shoup Report on Japanese Economic Development” Lorraine Eden ed., Retrospectives on Public Finance (a report in a conference in honor of Professor Carl Shoup) 所収予定約40頁

・「フランスにおける国際的二重課税排除措置」日税研論集掲載予定約75頁

（4）学会報告等 ① Verfassung und Zivilprozeß（西ドイツ・テュービンゲン大学主催日独シンポジウム「西洋法の日本化」1988—7. のちに上記（1）④），②「国際倒産法の立法論的課題」（シンポジウム・国際倒産法の立法論的検討）（第5回金融法学会大会，1988—10）（金融法研究5号），③ Einige Eigentümlichkeiten des japanischen Justizwesens und neuere Reformbewegungen aus dem Gesichtspunkt der Beschleunigung des Verfahrens in Japan（法務省主催・日独司法シンポジウム，1989—4）（判タ703号，1989—9）

（5）座談会 ①「訴訟促進・審理の充実問題の展開方向」（ジュリ914号，1988—8），②「法学の歩み40年」（法教100号，1989—1），③「民事訴訟における審理の充実と促進」（民商100巻6号，1989—9）

（6）その他 ①書評「中野貞一郎著『民事執行法下巻』」（法教92号，1988—5），②書評「沢木敬郎＝青山善充編『国際民事訴訟法の理論』」（国際法外交雑誌87巻3号，1988—8），③「民事訴訟法学のこれからの課題」（法教100号，1989—1）

II 今後の研究計画 ①民事執行法の体系書の執筆，②民事保全法の解説書の執筆

III 教育活動 ①1988年度：学部・民訴法第三，民訴法ゼミ，大学院・民訴法特殊問題第二，前期・裁判法，②1989年度：学部・民訴法第一，民訴法ゼミ，大学院・民訴法特殊問題第二，前期・裁判法

IV その他の活動 ①学会活動：民事訴訟法学会理事長（1989—5以降），日独法学会監事，公証法学会理事，②立法関与：法制審議会民訴法部会・強制執行制度部会委員，最高裁判所民事規則制定諮問委員会・同家庭規則制定諮問委員会委員

学説」(一橋論叢 104・1)をまとめた。他、ジュリストに判例評釈を執筆した。

II 今後の研究計画

意思表示の解釈の問題と成立の問題とは表裏一体の関係にある。今後は意思表示の成立——特に成立要件と効力要件の区別の問題——について研究を進めたい。その際、事実認定の問題にも関心を向けるつもりである。

III 教育活動

平成元年度 前期ゼミ

平成2年度 法学通論第一(冬)

竹下守夫(教授・民事訴訟法)

I 従来の研究成果

(1) 著書・編書 ①『民事執行法理論展望』(新堂幸司・佐藤歳二と共編, 有斐閣, 1988—8) ②『民事執行における実体法と手続法』(有斐閣, 1990—1)

(2) 論文 ①「口頭弁論の意義と必要性」(三ヶ月章=青山善充編・民訴法の争点〔新版〕, 有斐閣, 1988—7), ②「仮差押えの効力をめぐる諸問題」(金融法務 1209号, 1989—1), ③「民事訴訟の改善と新たな審理モデルの模索」(自由と正義 1989年8月号, 1989—8), ④ *Verfassung und Zivilprozeß* (H. Coing, R. Hirano usw., *Die Japanisierung des westlichen Rechts*, J. B. C. Mohr, 1990—3)

(3) 判例研究 ①最判大法廷昭和24年3月23日刑集3巻3号352頁(憲法判例百選〔第二版〕II, 1988—2), ②最判昭和30年1月21日民集9巻1号22頁(民法判例百選〔第三版〕II, 1989—10)

において、同テーマの共同研究を行っている。

II. 今後の研究計画：1990年3月から2年間の予定で、パリ第二大学において、在外研究に従事する予定である。国際組織による国際的コントロール、開発の国際法の機構的側面等の研究テーマを考えている。また、「国際機構と共通利益概念」のテーマで、論文執筆の準備を進めている。

III 教育活動

（1）1988年度

学部：① 国際機構論第一（ゼメスター：夏）

② 特殊講義（1・2年：夏）弁護士、外交官、企業の法務担当者等の9名の方々による連続講演会を組織した。

③ セミナール（3年）：国際法の様々なテーマに関する日本語の論文を使用した。

④ セミナール（4年）：卒業論文の報告及び執筆を指導した。

（2）1989年度

学部：① 国際機構論第一（ゼメスター：冬）

② セミナール（1・2年）：田畑茂二郎『国際化時代の人権問題』（岩波書店、1988年）等を使用した。

③ セミナール（4年）：卒業論文の報告及び執筆を指導した。

滝沢昌彦（専任講師・民法）

I 従来研究成果

助手時代より一貫して法律行為を研究している。先ずは意思表示の解釈に興味を持ち、解釈の一般理論に関する助手論文「表示の意味の帰責について——意思表示の解釈方法に関する一考察——」（法学研究19）を発表。次に、要式行為の解釈を扱った「要式行為の解釈についての西ドイツの諸

(1) 国際組織法の中で、国際組織を設立する文書(例えば、国連憲章)の解釈プロセス、特にその法創造的な側面の研究の完結に全力を注いだ。前回の研究教育活動報告の中で報告した「国際組織設立文書の解釈プロセス(1)」に続く、(2)及び(3・完)である。下の英語論文は、(3・完)論文の一部に加筆・修正したものである。研究成果は以下の通り。

① 「国際組織設立文書の解釈プロセス(2)——法創造的解釈をめぐって——」一橋大学研究年報『法学研究』19(1989年7月)3—189頁。

② 「国際組織設立文書の解釈プロセス(3・完)——法創造的解釈をめぐって——」一橋大学研究年報『法学研究』21(1990年8月)1—266頁。

③ Status of Constituent Instruments of International Organizations in the Law of Treaties — With Particular Reference to the Notion of ‘relevant rules of the organization’——, 16 *Hitotsubashi Journal of Law and Politics* 25-47 (1988).

(2) 研究会等における報告としては:

① 「国際社会における共通利益概念の研究」研究会 第2回研究会(1988年10月17日):「国際機構と共通利益概念」のテーマで報告をした。

② 国際フロンティア研究会 第94回研究会(1989年4月28日):下記③報告と同じ。

③ 国際法学会 1989年度春季大会(1989年5月14日):「国際組織設立文書の解釈プロセス——国際組織のダイナミズムに関する問題提起——」のテーマで上記論文の要旨を報告した。研究報告・質疑討論の要旨は、『国際法外交雑誌』第88巻第3号(1989年)366—8頁に掲載されている。

(3) 共同研究としては:

① 国際法判例研究会(1984年発足)において、国際司法裁判所の判決及び勧告的意見の厳密な翻訳という故皆川光先生が精力を傾けられた仕事を継続している。

② 「国際社会における共通利益概念の研究」研究会(1988年発足)に

院では「国際関係論特殊問題」とゼミを、担当している。いずれにおいても、国際政治の理論と実証分析の方法を学ぶことを目指している。

小野秀誠（助教授・民法）

I 従来の研究成果

契約総論，とくに双務契約の効力に関心をもっている。解説ものを除くと，従来の研究成果は，おもに危険負担，解除に関するものである。近時のものとして，

「給付の牽連関係と危険負担」私法 51 号（1989 年 4 月）

「種類物売買における危険負担」一橋論叢 102 巻 1 号（1989 年 7 月）

「遅滞の危険・不能の危険」(1) 同 104 巻 1 号（1990 年 7 月）

(2) 同 105 巻 1 号（1991 年 1 月）

II 今後の研究計画

従来の研究を深めるとともに，新しい分野にも手をのばしたいと考えている。

III 教育活動

学部の講義は，88 年度には「民法総論」（冬学期）を，89 年度と 90 年度には，ともに「民法総論」（夏学期）と「債権各論」を担当。大学院では，財産法特殊問題を担当。ほかに，学部・大学院で演習を担当した。

佐藤哲夫（助教授・国際法）

I 従来の研究成果

(1) 論文

- ① “International Studies in Japan” (第3回国際関係研究世界大会ペーパー, 1988年8月).
- ② 「国際組織の政策決定」(有賀貞他編『講座国際政治2』東大出版会, 1989年)
- ③ “The World Bank under R. McNamara and A. W. Clausen (1) (2) (3) (4) (5)” *Hitotsubashi Journal of Law and Politics*, 1989, 1990, and *Hitotsubashi Journal of Arts and Sciences*, 1989.
- ④ “The Prospects for Restructuring World Trade and Perspectives for Multilateral Development Organizations” (日独国連シンポジウム, 1990年).
- ⑤ 『朝河貫一書簡集』(共同研究)(早稲田大学出版部, 1990年)

(2) 学会報告

- ① 「日本における国際関係研究の動向」国際関係研究第3回世界大会, 於: ウィリアムズバーグ, 1988年8月.
- ② 「国際関係理論の動向」日本国際政治学会, 1988年10月.
- ③ 「世界銀行の政策決定と国際政治の構造変化」日本国際政治学会, 1990年5月.
- ④ 「世界経済体制の変容と1990年代の国連の役割」日独国連シンポジウム, 於: ベルリン日独センター, 1990年8月.

II 今後の研究計画

国際経済組織の政策決定と国際政治の構造変化に関する研究を続ける。世界銀行に関する事例研究を発展させるとともに、他の国際経済組織をもとりあげ、体系的なものにまとめたい。

III 教育活動

前期課程ではゼミを、後期課程では「国際機構論第2」とゼミを、大学

1990年1月）。「EC裁判所の機能—1993年域内市場統合に向けて—①, ②, ③, ④, ⑤, ⑥」（時の法令, 1990年4月15日号, 5月15日号, 6月15日号, 6月15日号, 7月15日号, 8月15日号, 9月15日号, 以下2年間の長期連載予定）。

Ⅱ 今後の研究計画 数年前より全国各地にちらばる一橋出身の国際法学者とともに, 二十一世紀の国際法理論の構築に向けて, 「国際社会における共通利益概念」に関する研究会を組織し, グループ研究を続けている。当研究には本年度より文部省科学研究費総合(A)が認められた。当面はその研究成果の出版を目指している。また, この研究会の枠をかっての留学先であるフランス・ストラスブール大学やパリ第一大学を中心に国際的にも拡大したいと考えている。

Ⅲ 教育活動 学部では, 前期小平ゼミ, 後期国際法各論, 三・四年ゼミ, 大学院では, ゼミと講義を担当。

Ⅳ その他 本年度は三年ゼミ生が模擬国際裁判のコンクールに初参加。初優勝。二位以下の順位と参加校は次のとおり。二位早大, 三位京大, 四位立教大, 五位東大, 六位学習院大, 七位大阪市大。なお, 詳細については「有斐閣月刊法学教室 1990年11月号」参照。又, 桑原教授とともに, 1989年4月より「月刊法学教室」に「演習国際法」を連載。1991年3月に完結。1991年夏には, ギリシャ・テサロニキ国際法研究所の夏期セミナーに, 講師として出講の予定。

大芝 亮（助教授・国際関係論・国際機構論）

I 従来研究成果

「人権宣言の背景」清水陸編『法学ガイド1—憲法』（別冊法学セミナー93号）（1989年3月）

『予算と法律』と『条約と法律』『法学教室』117号（1990年6月）

4 報告

「シェースの主権論」（中央大学社会科学研究所主催・フランス革命200周年記念国際シンポジウム「フランス革命とは何か」, 1989年12月16日）

「シェースの憲法思想」（日本大学フランス法政研究会, 1990年6月14日）

なお, 1988年8月から1989年1月までパリ第2大学で在外研究を行った。

II 今後の研究計画

とりあえず人権の教科書をまとめたいと思っている。

III 教育活動

憲法第1（人権）, 比較憲法第2（フランス憲法史）, 憲法演習, 憲法特殊問題第1（憲法と天皇制）, 憲法特殊問題第2（人権の観念）。

IV その他

1989年10月から, 全国憲法研究会・学会誌編集委員を担当している。

大谷良雄（教授・国際法）

I 従来の研究成果 過去2年間の研究成果発表状況は次のとおりである。「フランス国内裁判所における EC 法の適用」（国際法外交雑誌87巻1号, 1988年4月）, 「EC 市場統合と『領域性』」（一橋論叢103巻1号,

II 今後の研究計画 依然として、モンテスキューの「ペルシア人の手紙」の邦訳（岩波書店）と「法思想史」の執筆（東京大学出版会）が最大の課題。

III 教育活動 1989年6月13・14の両日にわたって行われた「小平分校特別講演—フランス革命200周年を記念して—」で総論を担当。また、同年の三商大ゼミに参加したゼミナリステンのフランス革命に関する報告を特別指導。

浦田一郎（教授・憲法）

I 従来の研究成果

1 著書

『憲法入門（2）〔新版〕』（有斐閣，1990年月3）（共著，「国会」）

2 論文

「刑事手続に関する憲法規定における人権主体について」『一橋論叢』99巻4号（1988年4月）

「被疑者になる前と，被告人でなくなった後」『法律時報』60巻7号（1988年6月）

「自然権と憲法制定権力——シエースの憲法思想のまとめに代えて」『法学研究』18号（1988年7月）

『「公的自由」の観念とフランス的人権保障のありかた』『一橋大学社会科学古典資料センター年報』9号（1989年3月）

3 その他

「自衛力と戦力——長沼事件」『憲法判例百選II』（別冊ジュリスト96号）（第2版，1988年2月）

「書評・渡辺良二『近代憲法における主権と代表』」『法律時報』60巻10号（1988年9月）

上原行雄（教授・法哲学）

I 従来の研究成果 邦訳「法の精神」の完成後、これを明治9年に「万法精理」として訳出した何礼之について調べた。直接のきっかけはその正式な呼称が「が・れいし」か「が・のりゆき」かを突き止めることにあったが、この点については、国立公文書館所蔵の「元老院勅奏任官履歴原書」とご曾孫の何初彦氏所蔵の *Passeport* (1873年3月25日付けで岩倉具視—その署名では具の横画が1つ足りない—がベルリンで発行したものの) によって「が・のりゆき」が正式であることが確認された。このことは「法の精神」を文庫版にした際に付記しておいた。もっとも、初彦氏の記憶によると、親しい友人たちは「れいし」とも呼んでいたとのことである。しかし、何礼之に関する研究の主題は、彼が随行した岩倉使節団の滞米中、欧米にならった近代法制を整えようとする日本がまず学ぶべきは、相対的な観点から法を論じた「法の精神」であるとして、これを彼と木戸孝允に薦めたサミュエル、チイロルなる人物であり、そのすぐれた見識と当時のアメリカにおけるモンテスキュー理解との関連であるが、その手がかりとなる資料は皆無に近い。どういうわけか、何礼之の日記には欧米滞在中の部分が欠けており、「特命全権大使米欧回覧実記」もチイロルにはふれていない。機会があれば、ワシントンを訪れて調べてみるつもりである。学会関係では、新しく設立された「ポッパー哲学研究会」(The Japan Popper Society) の初回のシンポジウム(1990年7月7日)で司会をつとめた。報告者は、森博、高島弘文、浜井修という日本の代表的なポペリアンの3氏で、反証可能性理論と社会科学、「世界3」理論と心身問題などを中心に、学問のほとんど各分野の専門家が活発な議論を交わした。なお、このシンポジウムには、本学の山田雄三名誉教授も出席されていた。雑文として、不動産流通近代化センター発行の月刊誌「住まいとまち」8月号の論壇に、最近の土地問題との関連で「新・人間不平等起源論」を執筆した。

- （判例タイムズ 693・694号 平成元年）
- ③ 「西ドイツ倒産法改正要綱（第一報告書）試訳」
（一橋大学法学研究 20号 平成元年）
- ④ 「約款の規制と消費者団体訴訟」
（消費者法講座 6巻 平成3年予定）
- ⑤ 「訴訟促進・審理の充実問題の展望」
（ジュリスト 914号 昭和63年）
- ⑥ 「訴訟の準備と審理の充実（上）（下）」
（判例時報 1322・1325号 平成元年）
- ⑦ 「転付命令に関する戦後判例総合研究……券面額について
（1）～（4）完」 （判例評論 370～373号 平成元～2年）

4 教育活動

昭和63年度は、学部の前期課程で特殊講義（2単位）、後期課程で民事訴訟法第3（4単位）、大学院で民事訴訟法特殊問題第2（2単位）の各講義を担当した。平成元年度は学部の前期課程で特殊講義（2単位）、後期課程で民事訴訟法特殊講義（2単位）、大学院で民事法総合問題（2単位）の各講義を担当した。また、両年度とも、学部及び大学院で演習を担当した。

5 今後の研究計画

特に民事執行法の分野に重点を置いて研究を進める。また、社会・経済・技術の発展に伴い、現代において民事司法はどうあるべきか、という視点から、幅広く研究を行う。

上原敏夫（教授・民事訴訟法）

1 これまでの研究経過

前回報告した期間に引き続き、在外研究の成果をとりまとめることを中心として、研究活動を継続した。特に、ドイツにおいて現在進行中の倒産法改正作業については、そのフォローに努め、成果を数点の論文として公表することができた（下記①～③）。また、団体訴訟に関しても、これまでわが国では研究の不十分であった普通取引約款の統制のための団体訴訟を扱った論文を脱稿した（下記④）。さらに、ドイツ留学前から関心をもっていたわが国の民事訴訟の審理の充実及び促進問題についても、研究を継続し、特に最近の裁判実務において活用されている弁論兼和解に焦点をあてた研究を深め、論文（下記⑤⑥）を発表すると共に、民事訴訟法学会大会（平成2年5月）でのこの問題をめぐるシンポジウムにおいて、報告者をつとめた。民事執行法の分野では、転付命令に関する総合判例研究を行った（下記⑦）。

2 共同研究

昭和60年度から継続中の「国際破産の比較法的・実証的研究」（代表者・竹下教授）では、国際破産に関する国内法の改正要綱及び国際条約の要綱を取りまとめた。その内容は既に金融法学会で公表したが、その英語訳と共に近く出版の予定である。また、平成元年度からは、やはり竹下教授を代表者とする「新種契約・新種担保の倒産処理手続上の取扱い」をテーマとする研究会に参加している。

3 公刊された論文等

- ① 「会社の倒産と内部債権の劣後的処遇（上）（中）（下）」

（判例時報 1277・1280・1283号 昭和63年）

- ② 「西ドイツ倒産法改正草案について（上）（下）」

条2号にもとづく相殺制限の意義」金融法務事情1220号6頁（1989年），「動産売買先取特権と破産管財人（上）（下）」金融法務事情1239号6頁，1240号12頁（1989年），「破産法〔新版〕」（1991年有斐閣）など。

II 今後の研究計画

判決手続に関しては，注釈民事訴訟法（有斐閣）において執筆を割り当てられている，弁論主義，既判力の主観的範囲などの項目について執筆を進める。また，5年後を目標として進められている民事訴訟法改正の基礎資料として，いくつかの立法論的研究を行う予定である。

執行手続については，引渡命令など，不動産執行，担保権実行などの領域においていくつか論文を発表することを予定している。

倒産処理手続については，数年後に会社更生手続についての体系書を執筆する予定である。

III 教育活動

平成1年度の学部講義では，民事執行法，平成2年度には，同じく民事執行法，および判決手続特殊講義（多数当事者訴訟および上訴）を担当した。ゼミナールにおいては，主として，判決手続に関する解釈問題を取り扱っている。

大学院では，平成1年度は，アメリカの民事訴訟手続に関する最近の問題を研究し，2年度は，独占禁止法などの複雑訴訟に関する手続的諸問題を研究した。

IV その他の活動

裁判所の調停委員を務め，民事司法手続の実務経験を教育・研究活動に役立てている。

II 今後の研究計画

ここ当分上記の関心分野（４）を継続していく。

III 教育活動

1989年以來の国際政治（とくにヨーロッパ）の激変とそれに伴う新たな国際秩序の胎動について、学生の関心に応え、さらに国際関係全般への興味を植えつけることを望んでいる。また国際政治における日本の位置づけ、役割についても学生と一緒に考えていきたい。現状を考える上でも、少なくとも第二次大戦時代までさかのぼることが必要で、学生に歴史的な背景についての知識を与えながら、さらに国際情勢の現状を分析、考察するうえで必要な基本的な理論も同時に紹介するように心掛けたい。

伊藤 真（教授・民事訴訟法）

I 従来研究成果

民事訴訟法の研究分野としては、① 判決手続、② 執行手続、③ 倒産処理手続の三つが区分されるので、この三つの区分に即して、1989年以降の主要な研究成果を述べる。

① 判決手続 「宗教団体の内部紛争と裁判所の審判権」判例タイムズ710号4頁（1989年）、「独占禁止法違反損害賠償訴訟—因果関係および損害額の立証（上）（下）」ジュリスト963号54頁、965号53頁（1990年）など。前者については、1990年秋の宗教法学会でのシンポジウムにおいて報告を行った。

② 執行手続 「賃料債権に対する抵当権者の物上代位（上）（下）」金融法務事情1251号6頁、1252号12頁（1990年）など。

③ 倒産処理手続 「破産」（1989年 有斐閣）、「会社更生手続におけるリース料債権の取扱い」金融法務事情1211号6頁（1989年）、「破産法104

IV その他

国際私法関係条約作成・批准の検討	法制審議会（法務省）
渉外家事事件調停・審判	東京家庭裁判所
国際法年鑑（英文）編集副主幹	国際法協会日本支部

石井 修（教授・国際関係論）

I これまでの研究分野

これまでに関心を持って研究を行った分野は（時代順に）次の通り

1. 1930年代に日本の輸出政策がひき起こした米英蘭仏などとの経済摩擦と、これに対応しようとした日本の経済外交を外交史の視点から資料に基づいて分析する
2. ニューディール時代の米国における政党制の再編が、その後半世紀の間にどのような変容をきたしたか
3. 戦後の日米関係を冷戦史および米国の対外政策決定過程のフレームワークの中で捉えてみる
4. 「冷戦とその後」を国際関係論の理論や外交史の実証的研究の助けを借りながら、総合的（あらゆる側面から）、国際史的枠組みにおいて考察する

その成果は学界誌、紀要、分担執筆などに発表したもののほか、著書として次のものを刊行した

1. Cotton-Textile Diplomacy: Japan, Great Britain, and the United States, 1930-1936 (NY: Arno Press, 1981) (単著)
2. 『冷戦と日米関係』（ジャパントイムズ, 1989年）(単著)
3. 『1940年代ヨーロッパ政治と冷戦』（編著）(ミネルヴァ書房より1991年4月刊行予定)

b 論文

- 常居所基準説の再検討（仮題） 国際法外交雑誌 90 巻 ” 1991
扶養義務の準拠法条約適用の実態の比較法的考察 家裁月報 ” 1991
改正法例の原理的検討（仮題） 島津教授古希記念論文集 ” 1992

c 長期的計画

日本における国際私法関係事件の処理の実態を欧文で公表する作業を続けること。これに関連して、法文化の外国語に依る表現に係わる諸問題を研究すること。

III 教育活動

a 前期

ここ十年間は、外国人・難民の法的地位・定住問題を課題として“書く”ことを中心とするセミナーを開いている。参加者は1ないし3名に留まるが、何れも熱心に課題と取り組み論稿の作成を行ってきた。

来年度からは課題を変え、法と言語との関係を中核として“書く”セミナーを続ける予定である。一国の法文化を国際的に通用する言語で表現することの諸問題を取り上げてゆく。英語およびフランス語の表現能力に優れていることが参加の条件である。

b 後期

国際私法的な発想・問題処理の知的技術の習得を目的とする。簡単な例題の解答作成に始まり、現代的な問題の国際私法的な把握・解明に進んで行く。外国の資料の操作が不可欠であるので、英語その他の外国語の能力に優れていることが参加の条件になる。

c 大学院

前期では、西欧および英米型の国際私法の研究方法・技術の習得を目指して徹底的な訓練を施す。英語のほか、独・仏さらに少なくとももう一ヶ国語を駆使できるようになることが、参加の条件である。

畑場準一（教授 国際私法）

I 従来の研究成果

a 研究論文

- 損害賠償債務の相続の準拠法について（ジュリスト No. 909） 1988/7
 遺言事項「遺産分割・遺言 215 題」（判例タイムズ No. 688） 1989/4
 国際親族法の改正と涉外離婚事件の処理について
 （ケース研究 222 号） 1990/2
 養子縁組・離縁の準拠法および国際的管轄「講座・実務家
 事審判法Ⅴ」 1990/5
 駐日ソ連領事官に依る禁治産宣告の効力，など「私法判例
 リマークス」 1990/7
 ヴィエトナム難民の属人法（ジュリスト No. 962） 1990/9
 International Adoption in Japanese Private International
 Law (National Report for XIII International Congress
 of Comparative Law) 1990/8

b 講演・座談会

- 「法例」の改正（ジュリスト No. 943） 1989/10
 涉外不法行為の準拠法について 東京地方裁判所 1990/7

II 今後の研究計画

a 著書・編書

- 「判例コンメンタール・国際私法」 三省堂 刊行予定 1992
 「ウルリクス・フベルス・法抵触論」 尚学社 " 1993
 「国際私法」 青林書院 " 1994
 「国際私法関係条約集」（翻訳） 三省堂 " 1995

である。そこで、大学における研究教育が、一方で、外部的干渉を排し、その自由を確保しながら、他方で、独善に陥り、旧套を墨守して社会の進展から取り残されることのないようにするには、われわれが自ら定期的に自己点検を敢えてし、同時にその結果を公表して、それに対する他者の批判に謙虚に耳を傾け、自己改革を図っていくしかないであろう。われわれは、大学の社会的責任を果たすための、一つのささやかな試みとして、この「法学部研究教育活動報告」の刊行を、今後も継続して行きたいと考えている。

法学部研究教育活動報告（第2回）

（1988年度・1989年度）

法学部長 竹下守夫

1987年、一橋大学法学部専門教育スタッフ一同は、自発的に自己の研究教育の実績を纏めて公表し、これを自己反省や自己啓発の契機として、将来の研究教育の充実を図るため、ほぼ2年に1度の割合で、「法学部研究教育活動報告」を発売することを決定した。

われわれは、この決定に基づき、さきに第1回目の「法学部研究教育活動報告」を発売した（一橋大学研究年報・法学研究18号所載）。今回は、これに続き、主として1988年度・1989年度におけるわれわれの研究教育活動を報告する。報告の内容は、大体において、「Ⅰ 従来の研究成果」、「Ⅱ 今後の研究計画」、「Ⅲ 教育活動」、「Ⅳ その他の活動」に分かれている。しかし、これらの区分のなかで、何をどのように記述するかは、各自の判断に任されている。報告の対象とする研究教育活動の期間も、主として1988年度・1989年度というのみで、厳格に統一されているわけではない。これは、このような研究教育活動の報告の内容、報告の仕方についても、まずもって自由な大学人としての各自の意思を尊重したいという、われわれの意図によるものである。この報告を読まれる方々のご理解を得られれば幸いである。

大学が社会的存在である以上、発展する社会の期待にこたえていかなければならないことはいうまでもない。しかし、社会的要請の名の下に、大学における研究教育に対する外部からの干渉・統制を許すことは、真の意味での社会の発展の知的基盤を突き崩す結果となるのは、歴史の示すとおり